



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則（消費・くらし安全課）	1
告 示	
○民有保安林の指定の解除（森林管理課）	3
公 告	
○大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課）	3
○建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）	4
○開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	6
○特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁教育支援課）	7
○特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁教育支援課）	8
訓 令	
○沖縄県生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令（教育庁生涯学習振興課）	10
病院事業局事項	
○沖縄県病院事業局事務決裁規程等の一部を改正する規程	10

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月14日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第30号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1避難所の供与の項中「又は天幕の設営」を「天幕を設営し、又はその他の適切な方法」に、

- | | |
|--|----------|
| <p>(3) 避難所設置のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費</p> <p>イ 消耗器材費</p> <p>ウ 建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費</p> <p>エ 光熱水費及び仮設便所等の設置費</p> <p>(4) 避難所設置のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置したときは、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</p> <p style="text-align: center;">(基本額)</p> <p style="text-align: center;">避難所設置費 1人1日当たり 320円</p> <p style="text-align: center;">(加算額)</p> <p style="text-align: center;">冬季（10月から翌年3月まで）については、別に定める額</p> <p>(5) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p> | <p>を</p> |
|--|----------|

- 〔
- (3) 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1人1日当たり320円以内とする。
 - (4) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(3)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。
 - (5) 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与できる。
 - (6) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。
- 〕に改め、

同表応急仮設住宅の供与の項を次のように改める。

応急仮設住宅の供与	<p>応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ことができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>(1) 建設型仮設住宅</p> <p>ア　建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用できる。</p> <p>イ　1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,516,000円以内とする。</p> <p>ウ　建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</p> <p>エ　福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置できる。</p> <p>オ　建設型仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。</p> <p>カ　建設型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。</p> <p>キ　建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>(2) 借上型仮設住宅</p> <p>ア　借上型仮設住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(1)イに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>イ　借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。</p> <p>ウ　借上型仮設住宅を供与できる期間は、(1)カと同様の期間とする。</p>
-----------	---

別表第1 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給の項中「、住家に被害を受けて炊事のできな

い者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者」を「又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者」に、「1,110円」を「1,130円」に、「とし、できる限り短時間にとどめるものとする」を「とする」に、

「	オ 住家の被害により、被災者が一時縁故地等へ避難する場合の応急的必要な食品は、3日分以内の現物を支給する。	を
	(2) 飲料水の供給	」

「	(2) 飲料水の供給	に改め、
---	------------	------

同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項中「船舶の遭難」を「全島避難」に、「損傷し」を「損傷等により使用することができず」に、「額の範囲内」を「額以内」に、「53,000」を「52,900」に、「55,000」を「54,900」に、「64,300」を「64,200」に、「80,900」を「80,800」に改め、同表災害にかかった住宅の応急修理の項中「576,000円」を「574,000円」に改め、同表生業に必要な資金の貸与の項中「額の範囲内」を「額以内」に改め、同表学用品の給与の項中「床上浸水により学用品を喪失又は損傷し」を「床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず」に、「の範囲内」を「以内」に、「4,300円」を「4,400円」に、「4,600円」を「4,700円」に、「5,000円」を「5,100円」に改め、同表埋葬の項中「210,400円」を「210,200円以内、」に、「168,300円」を「168,100円」に改め、同表障害物の除去の項中「1世帯当たり134,800円」を「市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が135,100円」に改め、同表救助のための輸送及び賃金職員等雇上費の項中「避難」の次に「に係る支援」を加える。

別表第2政令第4条第1号から第4号までに掲げる者の項中「23,800円」を「24,300円」に、「16,000円」を「15,700円」に、「14,000円」を「13,900円」に、「15,700円」を「15,500円」に、「20,900円」を「21,600円」に、「21,900円」を「22,700円」に、「24,100円」を「24,900円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 (経過措置) 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、施行の日以後に救助に係る費用が確定したものについて適用し、同日前に救助に係る費用が確定したものについては、なお従前の例による。

告 示

沖縄県告示第376号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年7月14日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 名護市字真喜屋黒崎889番4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があつた。

なお、関係書類は、平成29年7月14日から同年11月14日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び浦添市市民部経済観光局産業振興課において縦覧に供する。

平成29年7月14日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 届出年月日 平成29年6月8日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) サンエー浦添西海岸店舗 浦添市西洲三丁目1番1ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー浦添西海岸開発 浦添市字経塚652番地1 代表取締役 上地哲誠
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成31年6月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 58,361平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 3,355台
 （「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び浦添市市民部経済観光局産業振興課において縦覧に供する。）
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 148台
 （「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び浦添市市民部経済観光局産業振興課において縦覧に供する。）
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 465平方メートル
 （「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び浦添市市民部経済観光局産業振興課において縦覧に供する。）
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 503立方メートル
 （「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び浦添市市民部経済観光局産業振興課において縦覧に供する。）
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時、閉店時刻 午後11時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後11時30分まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口4か所、出口3か所、出入口の位置 次の図のとおり
 （「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び浦添市市民部経済観光局産業振興課において縦覧に供する。）
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成29年7月14日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成29年5月16日
- (2) 商号名 栄組
- (3) 代表者名 平良栄
- (4) 所在地 うるま市与那城平安座8129番地22
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第10846号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成29年4月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 平成29年5月17日
(2) 商号名 有限会社近光インテリア
(3) 代表者名 輿那嶺加代子
(4) 所在地 西原町字翁長169番地5
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第11686号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年4月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成29年5月17日
(2) 商号名 株式会社美桜組
(3) 代表者名 山内幸徳
(4) 所在地 北中城村字島袋601番地4オキエースビル1階
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第13093号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年4月21日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成29年5月17日
(2) 商号名 有限会社知念工業所
(3) 代表者名 知念秀貴
(4) 所在地 浦添市字港川338番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第4805号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年4月24日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成29年5月17日
(2) 商号名 K D 防水塗装工業株式会社
(3) 代表者名 屋我忠聖
(4) 所在地 那覇市首里石嶺町4丁目87番地3
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第12961号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち防水工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年4月25日付けで、建設業法第12条に基づき防水工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成29年5月17日
(2) 商号名 株式会社沖工業
(3) 代表者名 上原重信
(4) 所在地 沖縄市高原四丁目25番7号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-28）第3636号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年4月26日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成29年5月17日
(2) 商号名 鳶嘉工業
(3) 代表者名 比嘉秀明

- (4) 所在地 北中城村字島袋1386番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25) 第12371号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年4月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8 (1) 処分をした年月日 平成29年5月25日
(2) 商号名 アイ・シー・ティー株式会社
(3) 代表者名 福田正章
(4) 所在地 浦添市内間三丁目24番1号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25) 第12376号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年5月10日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9 (1) 処分をした年月日 平成29年5月25日
(2) 商号名 株式会社丸政工務店
(3) 代表者名 上原恵子
(4) 所在地 金武町字金武7905番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第6243号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年5月17日付けで、建設業法第12条に基づき機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10 (1) 処分をした年月日 平成29年5月25日
(2) 商号名 有限会社東友建設
(3) 代表者名 宮城チカ子
(4) 所在地 那覇市字上間422番地303
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第3400号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年5月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年7月14日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年5月9日 沖縄県指令土第388号、平成29年6月2日 沖縄県指令土第449号（変更）
2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市城辺字友利西島下542番ほか9筆、545番1の一部、545番4の一部及び545番5の一部（1工区及び2工区）
3 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 種類 防火水槽
(2) 位置及び区域 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都港区南青山2丁目12番14号 株式会社ユニマットプレシャス 代表取締役 高橋洋二
5 検査済証番号 平成29年7月4日 第4389号
6 工事完了年月日 平成29年6月14日
-

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成29年7月14日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 調達する物品等の種類 教育用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成29年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるもの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁教育支援課 ☎900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711
 - (3) 申請書等の受付期間 平成29年7月14日（金曜日）から同月27日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成31年3月31日（日曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるもの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合におい

ては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する教育用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成29年7月14日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 教育用コンピュータ及びアプリケーションソフト（以下「機器等」という。）の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。） 一式
(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
(3) 納入の期限 平成29年12月28日（木曜日）
(4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
ア 以下のいずれかに該当する者
(ア) 平成28年7月26日付け沖縄県公報定期第4464号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による機器等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
(イ) 平成29年7月14日付け沖縄県公報定期第4560号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による機器等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
イ 機器等設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を平成29年8月4日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことのできること並びに当該機器等に障害が発生した場合において、沖縄本島内にあっては1日以内に、沖縄本島以外にあっては2日以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した者
ウ 納入しようとする機器等の機能等証明書を平成29年8月4日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者

- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 平成29年7月14日（金曜日）から同月27日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

- (2) 場所 沖縄県教育庁教育支援課 ☎900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成29年7月14日（金曜日）から同年8月4日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

- (2) 場所 3(2)に示す場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年8月25日（金曜日） 午前11時

- (2) 場所 沖縄県庁13階第1会議室

- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県教育庁総務課（沖縄県庁13階）に納付すること。ただし、保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出するときは、入札保証金の納付が免除される。

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成29年7月24日（月曜日）から同年8月4日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)に示す場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものと落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に係る職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県教育庁教育支援課
- (2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。
電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成29年8月24日（木曜日）午後5時（同期限までに必着のこと。）
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育支援課に提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 平成29年7月24日（月曜日）午前11時
 - イ 場所 沖縄県庁13階第2会議室
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Lease of computers for education including sets of application software 1 set
- (2) DELIVERY DUE DATE
Will be specified on our explanatory pamphlet.
- (3) PRE-BID MEETING
Date and Time: July 24, 2017 (Monday) 11:00 a.m.
Place: Okinawa Prefectural Government Building 13th floor, The Secound Meeting Room
- (4) BID OPENING
Date and Time: August 25, 2017 (Friday) 11:00 a.m.
Place: Okinawa Prefectural Government Building 13th floor, The First Meeting Room
- (5) POINT OF CONTACT
Education Support Division, Okinawa Prefectural Board of Education,

1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan
Telephone 098-866-2711

訓 令

沖縄県訓令第37号

沖縄県教育委員会訓令第5号

沖縄県警察本部訓令第23号

府	内	一	般
教	育		
警	察	本	部

沖縄県生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年7月14日

沖 縄 県 知 事	翁 長 雄 志
沖縄県教育委員会教育長	平 敷 昭 人
沖縄県警察本部長	池 田 克 史

沖縄県生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県生涯学習推進本部設置規程（平成4年沖縄県訓令第5号・沖縄県教育委員会訓令第1号・沖縄県警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「保健医療部薬務疾病対策課長」を「保健医療部衛生薬務課薬務室長」に改める。

別表第3中「保健医療部薬務疾病対策課薬務班長」を「保健医療部衛生薬務課薬務室主幹」に、「教育庁県立学校教育課高校教育改革班主任指導主事」を「教育庁県立学校教育課高校教育改革班班長」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年7月14日から施行する。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第9号

沖縄県病院事業局事務決裁規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年7月14日

沖縄県病院事業管理者	
病院事業局長	伊 江 朝 次

沖縄県病院事業局事務決裁規程等の一部を改正する規程

（沖縄県病院事業局事務決裁規程の一部改正）

第1条 沖縄県病院事業局事務決裁規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表第4の4の項中「及び休日勤務」を「、休日勤務並びに宿直勤務及び日直勤務」に改める。

（沖縄県病院事業局職員就業規程の一部改正）

第2条 沖縄県病院事業局職員就業規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の次に次の1条を加える。

（宿日直勤務）

第7条の3 職員は、業務の状況により必要があるときは、正規の勤務時間以外の時間又は週休日、第10条に規定する休日若しくは第11条に規定する代休日において宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）をすることを命ぜられることがある。

2 宿日直勤務の勤務時間は、原則として次のとおりとする。ただし、時間経過後であっても引継ぎを終わるまでは、なお引き続き宿日直勤務に従事しなければならない。

(1) 宿直 午後5時15分から翌日午前8時30分まで

(2) 日直 午前8時30分から午後5時まで

3 宿直の勤務時間中午後9時から翌日午前7時30分までは、原則として休憩時間とする。ただし、職務上必要がある場合及び巡視の場合は、この限りでない。

4 院長は、宿日直勤務の勤務時間等について前2項により難いものは、別に定めることができる。

第8条第1項第2号中「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例(平成4年沖縄県条例第6号)第2条の2に規定する者を含む。以下この項、次条、第19条第2号、第20条第13号及び第14号、第24条第1項並びに第25条において同じ。)」を削る。

(沖縄県病院事業局職員服務規程の一部改正)

第3条 沖縄県病院事業局職員服務規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第13条中「、休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に、「県立病院課長へ提出する」を「局長に提出しなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、就業規程第7条の3第4項の規定により定めた宿直勤務又は日直勤務(以下「宿日直勤務」という。)をする職員の勤務時間の割振り及び休憩時間について準用する。

第26条の次に次の1条を加える。

(宿日直勤務の命令)

第26条の2 院長は、職員に宿日直勤務を命じようとするときは、あらかじめ宿日直勤務をする職員の勤務時間の割振りを定め、当該職員に通知しなければならない。

第43条を第48条とし、第42条の次に次の5条を加える。

(宿日直勤務をする職員の責務)

第43条 宿日直勤務をする職員は、常に周到な注意の下にその職責を果たし、非常異変に臨んでは、機宜の処置をとらなければならない。

2 宿日直勤務をする職員は、勤務中みだりに院長が指定した場所を離れてはならない。

3 宿日直勤務をする職員は、宿日直勤務をする時間中に1回以上施設内を巡視して、その職責上求められる業務に当たらなければならぬ。この場合において、宿日直勤務をする職員を2人以上置く場合には、1人は必ず院長が指定した場所にとどまらなければならない。

(宿日直勤務をする職員の任務)

第44条 宿日直勤務をする職員は、院長が指示した業務をつかさどる。

(宿日直勤務をする職員の業務処理要領)

第45条 宿日直勤務をする職員は、院長が定める業務処理に関する要領(以下「業務処理要領」という。)により業務を処理しなければならない。

(宿日直日誌)

第46条 宿日直勤務をした職員は、宿日直日誌(第38号様式)に次の事項を記載し、勤務時間終了後当該業務に係る詳細を院長に報告し、その決裁を受けなければならない。

(1) 業務処理要領に定める業務

(2) 宿日直勤務をしていた時間において特別に対応した業務

(3) あらかじめ院長が指示していた事項

(宿日直勤務をした職員の業務の引継ぎ)

第47条 宿日直勤務をする職員は、勤務に先立ち院長又は宿日直勤務をした職員から宿日直日誌を受け取り、勤務終了後院長又は宿日直勤務をする職員に宿日直勤務に係る業務を引き継がなければならない。

2 前項の規定により宿日直勤務をする職員に宿日直勤務に係る業務を引き継ぐ職員は、前条各号に掲げる業務及び当該業務を処理する上で留意すべき事項について申し伝え、併せて引き継がなければならない。

第8号様式の2注3中「続柄」を「続柄等」に改める。

第16号様式を次のように改める。

第16号様式（第13条関係）

勤務時間割振報告書

年 月 日

病院事業局長 殿

所属長名

印

次のとおり勤務時間の割振りを定めたので、報告します。

対象職員	勤務の種類	始業	終業	休憩時間	勤務を要しない日
備考					

注 標準となる勤務表、一斉休憩除外許可等法令により許可等を必要とする内容の場合

は、許可書等の写しその他の参考書類を添付すること。

第37号様式の次に次の1様式を加える。

第38号様式（第46条関係）

宿日直日誌

年 月 日 決裁

宿日直勤務日	年 月 日 曜日	院長	副院長	医療部長	部長
宿日直者 職・氏名	印				

対応した業務			
開始時間及び 終了時間	患者名又は対応 した場所	処置及び対応の内容	備考
引継事項 特記事項			

注 記載に当たっては、院長が定める業務処理要領に基づくこと。

(沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部改正)

第4条 沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1条を加える。

（宿日直手当）

第19条の2 給与条例第17条の規定に基づき宿日直手当を支給する勤務は、入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための臨床工学技士の宿直勤務又は日直勤務（次項において「宿日直勤務」という。）とする。

2 前項に規定する宿日直勤務を命じられた職員に支給する宿日直手当の額は、その勤務1回につき、4,200円とする。ただし、宿日直勤務としての勤務時間が5時間に満たない場合は、その額に100分の50を

乗じて得た額とする。

附 則

この規程は、平成29年7月14日から施行し、第1条の規定による改正後の沖縄県病院事業局事務決裁規程の規定、第2条の規定による改正後の沖縄県病院事業局職員就業規程の規定、第3条の規定による改正後の沖縄県病院事業局職員服務規程の規定及び第4条の規定による改正後の沖縄県病院事業企業職員給与規程の規定は、平成28年7月1日から適用する。

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
--	--